

ハラスメント防止条例は再び“議会預かり”に



”粗“のある条例を通すべきではないという良識を示した議会

9 月定例会

6 月定例会で議案第 15 号「生駒市ハラスメントの防止等に関する条例」が取下げられた後、市長はハラスメントに関する職員アンケートを行い、9 月定例会に議案第 56 号「生駒市の市長等、議員及び職員のハラスメントの防止等に関する条例」を提出されました。

しかし、9 月 12 日に開催された企画総務委員会では、議案第 56 条には議員がハラスメントを受けた場合の相談対応についての規定も盛り込まれたものの、条例施行日の 10 月 1 日までに具体的な対応のしくみを議会場で用意するのは無理であること、また企画総務委員会では「ハラスメント事案の適切な対応について」調査中であることから、継続審査の動議が提出され可決。9 月 30 日の本会議では 1 票差で継続審査が可決しました。

議会の対応を「事前相談なく」規定

職員や特別職（市長、副市長、教育長）、議員を対象に市が行ったアンケートでは、特別職、議員がハラスメント行為をしているという回答がそれぞれ 31 件、6 件あり、逆に特別職や議員がハラスメントを受けているのを見たり相談を受けたりしたという回答がそれぞれ 1 件ずつありました。

アンケート結果を受けて議案第 56 号では、市長等*や議員によるハラスメント行為が認定された場合の氏名公表の規定や、逆に市長等や議員が被害を受けた場合の相談対応についての規定が盛り込まれました。

議会対応の必要性は認めますが、その対応は全議員で考える必要があります。企画総務委員会では、議会運営に関することを議会に相談もなく規定したことについての委員から疑義が呈されましたが、それに対して山本副市長は「複数の議員に意見を聞かせてもらった」と答弁。一部の議員にだけ情報を流し、意見を聞く市の姿勢はフェアではありません。

※「市長等」には市長のほか、副市長、教育長、行政委員会や附属機関の委員が含まれます。

全国初！？市長が被害対象になる規定

「市長等」の中でも任命権者として絶大な権力を持つ市長を一般の職員と同様にハラスメント被害の保護対象とすることにも強い抵抗感があります。執行機関において、そのトップである市長がハラスメント被害を受けることは考えにくく、また市長は批判されて当然の立場にあります。制度を濫用して議員からの正当な批判を誹謗中傷、ハラスメントと取扱うと、議員を萎縮させ、その発言をけん制することになりかねないからです。（前兵庫県知事が、元職員からの公益通報を「誹謗中傷」と取扱ったことは周知のとおりです。）憲法が保障する表現の自由を妨げかねず、同様にハラスメント防止条例を制定する自治体で、市長が被害者となる規定を設ける例がないのもうなずけます。

きちんと解決に導けるしくみに

職員アンケートで、ハラスメントを受けても何もしなかった理由として最も多かった回答は「相談しても解決しなかったから」です。被害者が申立てで不利益を受ける心配がなく、適正に対処されるしくみにしなければなりません。

議案第 56 号の第 15 号からの主な変更点（変更部分は青字で表記）

条例の適用範囲	議案第 15 号		議案第 56 号	
	行為者	被害者	行為者	被害者
	市長等* 議員 職員	職員	市長等* 議員 職員	市長等* 議員 職員
諮問機関への諮問事項	ハラスメント審査委員会 ハラスメントの認定		ハラスメント認定・対策委員会 ハラスメントの認定 ハラスメントの防止	
議員からの相談への対応	無		相談対応のための体制整備、認定調査と解決への対応の規定	
行為者への対応措置	無		市長等*、議員は氏名の公表 職員は地方公務員法に基づく懲戒処分等	

■ハラスメント防止条例の審査の経緯

○令和 6 年 3 月 5 日 市長が議案第 15 号「生駒市ハラスメント防止に関する条例」を提出

○令和 6 年 3 月 14 日 総務市民委員会(現・企画総務委員会)で審査。継続審査の動議が可決。

○令和 6 年 3 月 22 日 本会議で継続審査が可決

◆議案第 15 号の継続審査についての採決結果（吉村議長は採決に加わらず。敬称略。）

賛成 18	福中・白本・片山・改正・森・橋本（以上 凛翔絆）、浜田・竹内（以上 日本共産党）、梶井・辰巳・芦谷（以上 日本維新の会）、伊木・神山・加藤・中嶋・中尾・高杉・塩見（以上 無会派）
反対 3	恵比須・成田・山下（以上 生駒市議会公明党）

○令和 6 年 5 月 17 日 企画総務委員会当日朝に市長が議長に議案第 15 号撤回の申入れ

○令和 6 年 6 月 5 日 市長、議案第 15 号の撤回請求

○令和 6 年 6 月 7 日 議案第 15 号の撤回が承認される

◆議案第 15 号の撤回についての採決結果（吉村議長は採決に加わらず。敬称略。）

反対 9	改正（凛翔絆）、浜田・竹内（以上 日本共産党）、辰巳・芦谷（以上、日本維新の会）、神山・中尾・塩見（以上 無所属の会）、高杉（無会派）
賛成 12	福中・白本・片山・森・橋本（以上凛翔絆）、恵比須・成田・山下（以上 生駒市議会公明党）、梶井（日本維新の会）、中嶋（無所属の会）、伊木・加藤（以上 無会派）

○令和 6 年 9 月 2 日 市長が議案第 56 号「生駒市の市長等、議員及び職員のハラスメント防止に関する条例」を提出

○令和 6 年 9 月 12 日 企画総務委員会では審査。継続審査の動議が可決。

○令和 6 年 3 月 22 日 本会議で継続審査が可決

◆議案第 56 号の継続審査についての採決結果（吉村議長は採決に加わらず。敬称略。）

賛成 11	福中（凛翔絆）、浜田・竹内（以上 日本共産党）、梶井・辰巳・芦谷（以上 日本維新の会）、神山・中尾・塩見（以上 無所属の会）、伊木・高杉（以上 無会派）
反対 10	白本・片山・改正・森・橋本（以上 凛翔絆）、恵比須・成田・山下（以上 生駒市議会公明党）、中嶋（無所属の会）、加藤（無会派）

不当要求行為の認定における恣意性の排除を



「パブリックコメントをとるべき」と、法令遵守推進条例の改正条例は“いったん”否決

6 月定例会において市長は職員に対するカスタマーハラスメント（カスハラ）も含めたアンケートを実施してハラスメント防止条例を再検討したいと議案を取下げましたが、カスハラについてはハラスメント防止条例ではなく、法令遵守推進条例を改正することで対応すると、同条例の改正条例案が 9 月定例会に提出されました。

線引きが難しい「不当」性

改正条例案では「何人も、職員に対して不当要求行為をしてはならない。」との条文が加わっています。当たり前のことですが、ただ、不当要求行為には法による基準はなく、どのラインからが不当要求に該当するかの判断は難しく、場合によっては市民の正当な要求を拒絶し、市民の不利益になる懸念もあります。

「生駒市パブリックコメント手続条例」では「市民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」を制定する場合、事前にパブリックコメントをとる必要がありますが、それを実施していないことから企画総務委員会は否決。本会議でも否決となりました。

不当要求行為の認定に恣意性が残る

一方、不当要求行為の認定は、右図のような流れで行われていますが、職員が不当要求行為に当たると判断して要望等記録に記録しても、市長、教育長、副市

長、部長らで構成される法令遵守対策会議で不当要求行為に該当しないとされれば揉み消しにすることも可能で、実際令和 2 年度にそのような取扱いをされたことについて公益通報もありました。

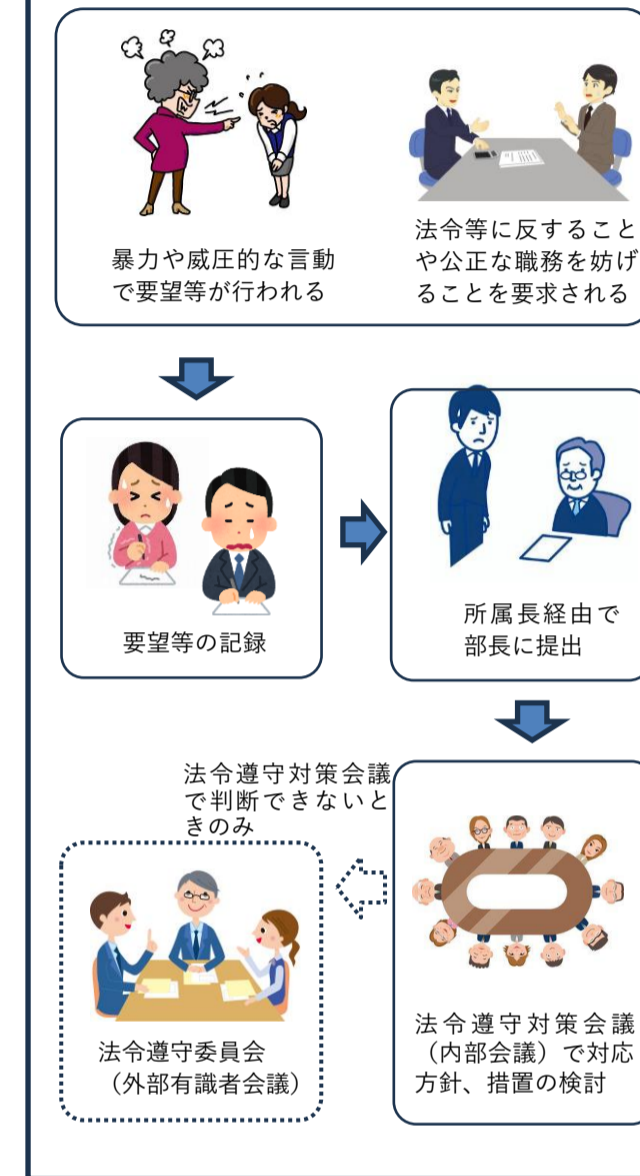
改正条例案でも、不当要求行為に該当すると判断されたかどうかの判断を外部有識者で構成される法令遵守委員会に諮問するかどうかは義務ではないため、その認定には依然として恣意性が残っており、問題です。

◆法令遵守推進条例の改正条例についての採決結果

（吉村議長は採決に加わらず。敬称略。）

賛成 9	白本・片山・森・橋本（以上 凛翔絆）、恵比須・成田・山下（以上 生駒市議会公明党）、中嶋（無所属の会）、加藤（無会派）
反対 12	福中・改正（以上 凛翔絆）、浜田・竹内（以上 日本共産党）、辰巳・芦谷・梶井（以上 日本維新の会）、神山・中尾・塩見（以上 無所属の会）、伊木・高杉（以上 無会派）

■不当要求行為と認定されるまでの流れ



実効性のある公益通報制度に



9 月議会 一般質問①

兵庫県をはじめ全国各地の公的機関で内外に公益目的で通報をした職員に対する不利益処分が続いています。生駒市でも昨年、ハラスメント調査委員会の事務局の公平性が疑われる音声が議員に送られ、それを知った小紫市長は公益性の有無を判断することなく即刻警察に捜査依頼をし、文字通り「犯人捜し」をしています。このような対応は、行政の誤りを正そうという心ある職員らを萎縮させ、制度を形骸化させます。

生駒市では内部通報に関しては公益通報の外部窓口を設置しているにもかかわらず、通報件数はわずかです。（塩見のところに届く通報数からすれば実態はもっと多いはずです。）令和 4 年 6 月に公益通報保護法が改正され、消費者庁の改正ガイドラインでも通報事実の概要、調査結果、講じられた措置とそれに対する対応を公表すること、また実名通報と匿名通報で同等に扱うことが推奨されています。公益通報制度が「特別なもの」でなくなり、不利益処分を受けるかもしれないという通報者の心理的負担を軽減させるしくみが必要で、ガイドラインに沿った内容に条例改正するよう求め、これに対して小紫市長も対応を考えると答弁されました。

地方自治法改正による影響は



9 月議会 一般質問②

今年 6 月に改正された地方自治法では、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するとして、市町村長が「地域住民の生活サービスの提供に資する活動を行う団体」を「指定地域共同活動団体」として指定すれば、その団体に対して行政財産を永続的に貸付けしたり、関連事務も随意契約で委託したりできるようになりました。

指定要件は条例で定めることとなりますが、法的には地域的な共同活動を行う団体で域内に住所を有する者を主な構成員としていればよく、指定にあたってその公平性や恣意性を排除できるのが懸念され、指定についての市の考えを問いました。

市は、すでにまちづくりの最高規範として自治基本条例を制定し、市民自治活動の支援についても一定の環境整備がなされているので、直ちに条例制定の必要は感じていないと答弁。ひとまず安堵しました。

